

令和 7 年条例第 38 号

湯沢町空き家等の適正な管理に関する条例の全部を改正する条例

湯沢町空き家等の適正管理に関する条例（平成 25 年条例第 23 号）の全部を次のように改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、町が空き家等に対して行う措置について必要な事項を定めることにより、空き家等の適切な管理を促進することで、良好な生活環境を保全し、もって安全・安心で住みよいまちの実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 町内に所在する建築物又はこれに付属する工作物であつて、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及び、その敷地（立木その他土地に定着するものを含む。）をいう。ただし、国または地方公共団体が所有し、または管理するものは除く。
- (2) 管理不全空家等 適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認める空き家等をいう。
- (3) 特定空家等 法第 2 条第 2 項の規定による次のいずれかに掲げる状態にある空き家等をいう。
 - ア そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
 - イ そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
 - ウ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態

エ アからウまでのほか、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

(4) 所有者等 空き家等の所有者又は管理者をいう。

(5) 自治組織 町内会、自主防災組織、地域づくり団体等地域のことを自ら決め、それを実行するために形成された団体をいう。

(6) 関係機関 国及び県の機関、警察署その他関係機関をいう。

(当事者間における解決の原則)

第3条 空き家等に関し生ずる紛争は、当該紛争の当事者間において解決をすることを原則とする。

(所有者等の責務)

第4条 所有者等は、その所有し、又は管理する空き家等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないように自らの責任において適正な管理をし、町が実施する空き家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(町の責務)

第5条 町は、管理不全空家等及び特定空家等の発生を未然に防ぐため、自治組織及び関係機関と連携し、空き家等の適切な管理に関する町民の意識の啓発を行うほか、必要な施策を策定し、これを実施するものとする。

(情報提供)

第6条 適切に管理されていない空き家等を発見した者は、速やかに町にその情報を提供するものとする。

(管理不全空家等に係る通知)

第7条 町長は、空き家等が管理不全空家等であると認める場合は、その旨を当該空き家等の所有者等に通知するものとする。

2 前項の通知は、当該空き家等について法第13条第1項の規定に基づく指導を行う場合は、当該指導の前に行うものとする。

3 町長は、第1項の通知に係る空き家等が管理不全空家等に当たらなくなった場合は、その旨を当該管理不全空家等の所有者等に通知するものとする。

(特定空家等に係る通知)

第8条 町長は、空き家等が特定空家等であると認めるときは、その旨を当該空き家等の所有者等に通知するものとする。

- 2 前項の通知は、当該空き家等について法第22条第1項の規定に基づく助言又は指導を行う場合は、当該助言又は指導の前に行うものとする。
- 3 町長は、第1項の通知に係る空き家等が特定空き家等に当たらなくなった場合は、その旨を当該特定空き家等の所有者等に通知するものとする。

(勧告前の手続き)

第9条 町長は、法第13条第2項又は法第22条第2項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告に係る管理不全空き家等又は特定空き家等の所有者等に意見を述べる機会を与えるものとする。

(緊急安全措置)

第10条 町長は、空き家等に関し、人の生命、身体又は財産に生じる危険を緊急に回避する必要があると認めるときは、当該空き家等について、所有者等の同意を得て、当該危険を回避するために必要と認める最低限度の措置を講ずることができる。この場合において、町長は、当該措置を行うために要した費用を当該所有者等から徴収するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による所有者等の同意を得られなかった空き家等について、当該空き家等をそのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態が急迫しており、直ちに人の生命、身体又は財産に重大な危害を及ぼすおそれがある場合で、緊急に危険を回避する必要があると認めるときは、最も適切な方法により当該危険を回避するための必要最低限度の措置を行うことができる。この場合において、町長は、当該措置を行うために要した費用を当該所有者等に請求するものとする。

(関係機関との連携)

第11条 町長は、空き家等による危険を回避するために必要があると認めるときは、本町の区域を管轄する関係機関に必要な協力を要請することができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則に定める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。